

第101期定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

株主のみなさまにおかれましては、株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、スマートフォン等または郵送によって議決権を行使いただくこともご検討ください。

株主総会会場においては、アルコール消毒液の設置やサーモグラフィカメラによる検温の実施、係員のマスク着用など、感染防止対策を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主様におかれましても、マスクを着用のうえご来場いただくなど、感染防止対策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>)にてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
（東京都八王子市旭町14番1号）

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件

議決権の事前行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時まで

目次	招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	（添付書類）	
	事業報告	45
	連結計算書類	73
	計算書類	75
	監査報告	77

スマートフォンで 議決権を行使する

議決権行使書をご準備頂き、QRコード*を読み取ることで簡単に議決権を行使できます。



詳しくは3ページ

スマートフォンで 招集ご通知の内容を見る

この招集ご通知の主要な内容は
<https://p.sokai.jp/9008/>
または下のQRコード*からもご覧いただけます。



京王電鉄株式会社

証券コード：9008

株主各位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京王電鉄株式会社

代表取締役社長 紅村 康
社長執行役員

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席を見合わせていただく場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、**2022年6月28日（火曜日）午後6時まで**に議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

▶スマートフォンまたはパソコン等による議決権の行使の場合

3ページをご参照のうえ、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る方法、またはパソコン等で議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスする方法により、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

▶郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
3. 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて、掲載することによりお知らせいたします。
5. 本株主総会の決議ご通知は、株主総会後発送予定の「INVESTOR'S GUIDE [けいおう]」に掲載させていただく予定です。
6. 今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席をご検討の際は、お出かけ前にご確認ください。

記

1. 日 時	2022年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」 (末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第101期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 第101期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類の会計監査人および監査等委員会監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針決定の件
4. 招集にあたっての決定事項	(1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以上

7. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、以下に記載の事項につきましては当社ウェブサイトに掲載しておりますので、この招集ご通知には添付しておりません。
- ①事業報告の「企業集団の現況に関する事項」のうち「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- なお、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、この招集ご通知添付の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記に記載の事項となります。
当社ウェブサイト ▶ <https://www.keio.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主の皆様には、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には3つの方法がございますが、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご無理をなさらず、スマートフォン等または郵送によって議決権を行使いただくこともご検討ください。



スマートフォンまたはパソコン等を通じて
インターネットでご入力

行使期限

2022年6月28日（火曜日）

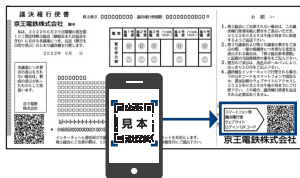
午後6時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

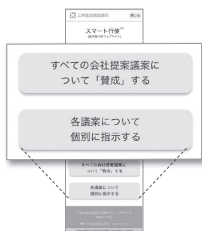
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォン等で議決権行使書用紙
右下に記載
のQRコード
を読み取っ
てください。

(おもて面)



- 2 以降は画面の案内に
従って賛否を
ご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ移行します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、
「次へすすむ」をクリックしてください。
(<https://www.web54.net>)



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力し、
ログインしてください。

「議決権行使コード」を入力



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワ
ード」を入力して新しいパスワードを設定し、
「登録」をクリック
してください。

「パスワード」を入力



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。



(うら面)



郵送によるご提出

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。



各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第5号議案

- 賛成の場合 …………… 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 …………… 「否」の欄に○印

第3号議案・第4号議案

- 全員賛成の場合 …………… 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 …………… 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 … 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使書						株主番号 000000000	議決権行使 0000000000年
京王電鉄株式会社 明中						お 願 い	
<p>私は、2022年6月29日開催の貴社第101期定時株主総会（御社または総会を召開）に於ける全議案につき、承認（賛成を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。</p> <p>2022年6月 日</p>						<p>1. 株主総会にて出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日午後の時までにご到着するようご送付下さい。</p> <p>2. 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。</p> <p>3. 賛否のご表示は、顔色の印マークにより、はっきりと○印をご記入下さい。</p> <p>4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで撮影するか、裏面のQRコードにウェブサイトへアクセスし、ご入力する旨をお知らせください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。</p>	
<p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。</p> <p>京王電鉄株式会社</p> <p>00000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000 0000000000000000000000000000000000</p> <p>04605000000000100150 K1T-D0000001#</p> <p>インターネットと書面併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切離しずそのまま会場受付にご提出下さい。</p>						<p>スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード</p>	
京王電鉄株式会社						（おもて面）	

インターネットによる議決権行使についてご不明な点がございましたら、右記までお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031
フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

- (注) 1. 機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としております。

当期につきましても、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、業績は回復基調にあるものの、未だ厳しい状況が続いております。しかしながら、当期の資金繰りや配当余力等を勘案し、当期の期末配当金は以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

1

当社普通株式1株につき	金 20 円
総額	2,443,110,300 円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2

2022年**6**月**30**日

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円となり、前期と同額となります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定が2022年9月1日に施行され、振替株式発行会社（上場会社）は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることが義務付けられます。これにともない、当社定款について次のとおり規定の新設・削除を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等に関する書面交付請求に応じてご郵送する書面への記載事項の範囲を法務省令で定める範囲にすることができるようになるため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

（下線___は変更部分）

現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 本会社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	[削 除]

現行定款	変更案
<p>[新 設]</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第16条の削除及び変更定款第16条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日に開催する株主総会については、次の定めは効力を有するものとする。</p> <p>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	紅村 康 (こうむら やすし) 再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	仲岡 一紀 (なかおか かずのり) 再任	取締役 専務執行役員 戦略推進本部長 新宿再開発推進室分担
3	南 佳孝 (みなみ よしたか) 再任	取締役 常務執行役員 開発事業本部長
4	都村 智史 (つむら さとし) 再任	取締役 常務執行役員 経営統括本部長、総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・広報部・人事部分担、財務・情報開示担当、コンプライアンス担当
5	高橋 温 (たかはし あつし) 再任 社外 独立役員	取締役
6	古市 健 (ふるいち たけし) 再任 社外 独立役員	取締役
7	若林 克昌 (わかばやし かつよし) 再任	取締役
8	山岸 真也 (やまぎし まさや) 新任	執行役員
9	宮坂 周治 (みやさか しゅうじ) 新任	執行役員 人事部長
10	小野 正浩 (おの まさひろ) 新任	執行役員 開発事業本部 開発企画部長
11	井上 晋一 (いのうえ しんいち) 新任	執行役員

(注) 当社は、取締役および執行役員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補の対象とする会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役は当該保険契約の保険料のうち、株主代表訴訟特約にかかる保険料を負担しております。本議案が承認された場合は、当該保険契約を更新する予定です。

候補者番号

1



こう むら
紅村

やすし
康

(1958年3月21日生)

再 任

所有する当社の株式の数

20,300株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年4月 当社入社
- 2004年6月 当社総合企画本部 経理部長
- 2007年6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2010年6月 当社取締役総合企画本部副本部長
- 2011年6月 当社取締役総合企画本部長
- 2012年6月 当社常務取締役総合企画本部長
- 2013年6月 京王観光(株)代表取締役社長
- 2013年6月 当社取締役
- 2015年6月 当社代表取締役副社長
- 2016年6月 当社代表取締役社長
- 2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)サンウッド社外取締役 (2022年6月就任予定)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



なか おか
仲岡

かず のり
一紀

(1960年2月5日生)

再任

所有する当社の株式の数

8,100株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2006年6月 当社S C営業部長
- 2009年6月 当社人事部長
- 2011年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2013年6月 当社取締役 総合企画本部 経営企画部長
- 2015年6月 当社常務取締役 開発事業部門分担
- 2016年6月 当社常務取締役戦略推進本部長、開発事業本部長
- 2017年6月 当社常務取締役開発事業本部長
- 2018年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長、新宿再開発特命担当
- 2019年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長
- 2020年6月 当社取締役 専務執行役員 戦略推進本部長 海外戦略部長、新宿再開発推進室分担、経営統括本部 経営企画部 企画戦略室分担
- 2021年6月 当社取締役 専務執行役員 戦略推進本部長、新宿再開発推進室分担 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に不動産・開発事業、人事業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、人事労務、安全管理、営業・マーケティング、まちづくり・生活サービスに関する見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



みなみ よし たか
南 佳 孝

(1963年3月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数

5,100株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2009年 6月 京王食品(株)代表取締役社長
- 2011年 6月 当社開発推進部長
- 2011年12月 (株)リビタ代表取締役社長
- 2015年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2016年 6月 当社取締役 戦略推進本部 事業創造部長
- 2017年 6月 当社取締役戦略推進本部長
- 2018年 6月 当社常務取締役開発事業本部長
- 2019年 6月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、
コンプライアンス担当、新宿再開発特命担当
- 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 経営統括本部長、
総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・
広報部・人事部分担、財務・情報開示担当、
コンプライアンス担当
- 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 開発事業本部長 現在
に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に不動産・開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、営業・マーケティング、まちづくり・生活サービスに関する見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



つむら
都村

さとし
智史

(1964年6月15日生)

再任

所有する当社の株式の数

1,700株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2012年6月 当社総合企画本部 沿線価値創造部長
- 2015年6月 ㈱リビタ代表取締役社長
- 2018年6月 当社取締役 経営統括本部 グループ事業部長
- 2020年6月 当社執行役員 経営統括本部 経営企画部長
- 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 経営統括本部長、
総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・
広報部・人事部分担、財務・情報開示担当、
コンプライアンス担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループにおける豊富な業務経験と、会社経営全般に関する資質と見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者いたしました。

取締役会への出席状況

9/9回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5



た か は し
高橋

あ つ し
温

(1941年7月23日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式の数

600株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1965年 4月 住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕入社
- 1991年 6月 住友信託銀行(株)取締役
- 1993年 6月 住友信託銀行(株)常務取締役
- 1997年 6月 住友信託銀行(株)専務取締役
- 1998年 3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長
- 2005年 6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長
- 2011年 4月 住友信託銀行(株)相談役
- 2011年 6月 (株)岩手銀行社外取締役
- 2011年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2012年 4月 三井住友信託銀行(株)相談役
- 2016年 7月 三井住友信託銀行(株)特別顧問
- 2018年 7月 三井住友信託銀行(株)名誉顧問 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行(株)名誉顧問

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は2011年3月まで住友信託銀行(株)〔現三井住友信託銀行(株)〕の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

6



ふる いち
古市 健

(1954年8月21日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

1,100株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本生命保険(相)入社
- 2004年 7月 日本生命保険(相)取締役
- 2007年 1月 日本生命保険(相)取締役執行役員
- 2007年 3月 日本生命保険(相)取締役常務執行役員
- 2009年 3月 日本生命保険(相)取締役専務執行役員
- 2010年 3月 日本生命保険(相)代表取締役専務執行役員
- 2012年 3月 日本生命保険(相)代表取締役副社長執行役員
- 2016年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役
- 2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る
- 2016年 7月 日本生命保険(相)代表取締役副会長 現在に至る
- 2020年 6月 (株)ダイセル社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいております。引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、社外取締役候補者いたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

重要な兼職の状況

日本生命保険(相)代表取締役副会長
(株)ダイセル社外取締役

- (注) 1. 同氏は日本生命保険(相)の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

7



わかばやし
若林

かつよし
克昌

(1963年7月20日生)

再任

所有する当社の株式の数

2,800株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2011年 6月 (株)京王プラザホテル営業戦略室長
- 2012年 6月 (株)京王プラザホテル経営企画部長
- 2013年 6月 (株)京王プラザホテル取締役
- 2017年 6月 京王自動車(株)代表取締役社長
- 2019年 6月 当社取締役 現在に至る
- 2020年 6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)京王プラザホテル代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主にホテル事業、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、安全管理、営業・マーケティングに関する見識を有しております。今後も当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、引き続き候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8



やまぎし

山岸

新任

まさや

真也

(1963年8月10日生)

所有する当社の株式の数

3,500株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2011年 6月 (株)京王ストア常務取締役
- 2013年 6月 (株)レストラン京王代表取締役社長
- 2016年 6月 当社人事部長
- 2018年 6月 当社取締役人事部長
- 2019年 6月 (株)京王ストア代表取締役社長 現在に至る
- 2019年 6月 当社取締役
- 2020年 6月 当社執行役員 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)京王ストア代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に人事業務、流通事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、人事労務、営業・マーケティング、まちづくり・生活サービスに関する見識を有しております。当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9



みやさか

宮坂

新任

しゅうじ

周治

(1962年12月16日生)

所有する当社の株式の数

2,900株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2010年 6月 京王電鉄バス(株)取締役
- 2013年 6月 当社総合企画本部 グループ事業部長
- 2016年 6月 西東京バス(株)代表取締役社長
- 2019年 6月 当社人事部長
- 2020年 6月 当社執行役員人事部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主にバス事業、人事業務に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、人事労務、安全管理、営業・マーケティングに関する見識を有しております。当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

10



おの まさひろ
小野 正浩

(1965年12月27日生)

新任

所有する当社の株式の数

7,900株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
 2013年 6月 当社開発企画部 新宿再開発推進室長
 2016年 6月 当社開発事業本部 開発企画部
 新宿再開発推進室長
 2018年 6月 当社開発事業本部 開発企画部長
 2020年 6月 当社執行役員 開発事業本部 開発企画部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、主に不動産・開発事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、営業・マーケティング、まちづくり・生活サービスに関する見識を有しております。当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

11



いの うえ しんいち
井上 晋一

(1966年7月30日生)

新任

所有する当社の株式の数

4,600株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
 2013年 6月 当社鉄道事業本部 鉄道営業部長
 2016年 6月 当社鉄道事業本部 計画管理部長
 2019年 6月 西東京バス(株)代表取締役社長 現在に至る
 2020年 6月 当社執行役員 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

西東京バス(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、主に鉄道事業、バス事業に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と、企業経営、安全管理、営業・マーケティング、まちづくり・生活サービスに関する見識を有しております。当社グループの中長期的な戦略の策定および実行に貢献するものと期待されるため、新たに候補者といたしました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員は任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	伊藤 俊司 (いとう しゅんじ) 再任	取締役 監査等委員 (常勤) 監査等委員会委員長
2	竹川 浩史 (たけかわ ひろし) 再任 社外 独立役員	取締役 監査等委員 (常勤)
3	北村 敬子 (きたむら けいこ) 再任 社外 独立役員	取締役 監査等委員
4	金子 正志 (かねこ まさし) 再任 社外 独立役員	取締役 監査等委員

(注) 当社は、取締役および執行役員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補の対象とする会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役は当該保険契約の保険料のうち、株主代表訴訟特約にかかる保険料を負担しております。本議案が承認された場合は、当該保険契約を更新する予定です。

候補者番号

1



いとう
伊藤

しゅんじ
俊司

(1961年2月14日生)

再任

所有する当社の株式の数

6,500株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2005年 6月 (株)京王ストア取締役
- 2008年 6月 (株)京王ストア常務取締役
- 2010年 6月 当社総合企画本部 経営企画部長
- 2013年 6月 (株)京王百貨店常務取締役
- 2015年 6月 当社取締役 総合企画本部 海外戦略部長
- 2016年 6月 当社取締役経営統括本部副本部長 経営企画部長
- 2017年 6月 当社常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当
- 2018年 6月 当社常務取締役経営統括本部長、財務・情報開示担当
- 2020年 6月 当社取締役 監査等委員（常勤）、監査等委員会委員長 現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社取締役として経営に参画し、経理部門、総務法務部門等の分担を歴任し、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有するほか、グループ会社の経営に携わり、当社グループの事業に関する幅広い知識を有しております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていくことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査等委員会への出席状況

16/16回

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



たけかわ ひろし
竹川 浩史 (1964年6月10日生)

再任
社外
独立役員

所有する当社の株式の数 500株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 (株)三菱銀行 [現(株)三菱UFJ銀行] 入社
- 2015年6月 (株)三菱東京UFJ銀行 [現(株)三菱UFJ銀行] 執行役員
- 2015年7月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
- 2018年6月 当社社外監査役 (常勤)
- 2020年6月 当社社外取締役 監査等委員 (常勤) 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社の常勤の監査等委員である社外取締役として中立公平な立場から適切に監査機能を果たしていただいております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査等委員会への出席状況

16/16回

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
3. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

3



きたむら

北村

けいこ

敬子

(1945年11月21日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

1,800株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年 4月 中央大学商学部教授
- 1997年11月 中央大学商学部長
- 2004年 4月 中央大学副学長
- 2006年 6月 ヤマトホールディングス(株)社外監査役
- 2014年 6月 当社社外監査役
- 2015年 6月 日野自動車(株)社外監査役 現在に至る
- 2015年 7月 明治安田生命保険(相)社外取締役 現在に至る
- 2016年 4月 中央大学名誉教授 現在に至る
- 2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 中央大学名誉教授
- 明治安田生命保険(相)社外取締役
- 日野自動車(株)社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から適切に監査機能を果たしていただいております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査等委員会への出席状況

16/16回

(注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。

3. 同氏が2015年6月から社外監査役を務めております日野自動車(株)は、日本市場向け車両用エンジンに関する認証申請で不正行為があったとして、2022年3月に国土交通省からエンジン型式指定の取消し処分を受けました。同氏は事前には当該事実について認識しておりませんが、日頃から取締役会等において経営の監督および法令遵守の視点から積極的に助言し、その職責を果たしておりました。事後には、当該事実に関する調査内容の確認に努めるとともに、再発防止に向け、より一層取締役の職務執行について監督を行っております。

4. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定です。

5. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

4



かね こ まさ し
金子 正志 (1954年6月14日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

800株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 現在に至る
- 2006年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長
- 2008年4月 東京弁護士会副会長
- 2014年6月 当社社外監査役
- 2020年6月 当社社外取締役 監査等委員 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有するほか、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たしていただいております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくことが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

11/11回

監査等委員会への出席状況

16/16回

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
3. 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

(ご参考)

1. 取締役会の構成についての考え方

当社では、事業特性を鑑み、企業価値向上に貢献しうる豊富な経験と能力を有する社内出身財務・会計・法務に関する専門知識を有する監査等委員である社外取締役、業務執行者を適切に選任いたします。

なお、以下は本定時株主総会における取締役選任議案を全て原案どおりご承認いただいた場

氏名		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事労務
紅村 康	再任	○	○	○	
仲岡 一紀	再任	○			○
南 佳孝	再任	○	○	○	
都村 智史	再任	○	○	○	
高橋 温	再任 社外 独立役員	○	○		
古市 健	再任 社外 独立役員	○	○		
若林 克昌	再任	○			
山岸 真也	新任	○			○
宮坂 周治	新任	○			○
小野 正浩	新任	○			
井上 晋一	新任	○			
伊藤 俊司	再任	○	○	○	
竹川 浩史	再任 社外 独立役員		○	○	○
北村 敬子	再任 社外 独立役員		○		
金子 正志	再任 社外 独立役員			○	

※上記の一覧表は、各氏の有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

の取締役と、ガバナンス強化の観点から、経営者としての経験や見識を有する社外取締役、に監査・監督できる常勤の監査等委員である取締役により取締役会を構成することとしており、これを前提に作成しております。

安全管理	営業・マーケティング	まちづくり・生活サービス	主な経験分野、経歴、資格など
○			財務部門
○	○	○	鉄道事業、不動産・開発事業、人事部門
	○	○	不動産・開発事業
○	○	○	不動産・開発事業、ホテル事業
			現 三井住友信託銀行(株)名誉顧問
			現 日本生命保険(相)代表取締役副会長
○	○		ホテル事業、バス事業
	○	○	人事部門、流通事業
○	○		バス事業、人事部門
	○	○	不動産・開発事業
○	○	○	鉄道事業、バス事業
			流通事業
			(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員人事部長
			現 中央大学名誉教授 (商学部長、副学長歴任)
			現 弁護士

2. 社外取締役の独立性判断基準

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループの主要株主（注4）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注7）を受けている組織またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑩ 過去3年間に於いて上記②から⑨に該当していた者
- ⑪ 上記①から⑩に該当する者が重要な地位（注8）にある場合、その者の配偶者または2親等以内の親族

- （注）1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
4. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
6. 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
7. 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
8. 重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職をいう。

以 上

第5号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件

2019年6月27日開催の当社第98期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「現行基本方針」といいます。）および同日開催の取締役会において決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）につきましては、本総会の終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、現行プラン導入以降の社会・経済情勢等も踏まえ、下記Ⅰ．記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社定款第18条に基づき、下記Ⅲ．に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）のとおり改めて決定いたしたく、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本基本方針の内容を決定するにあたり、現行基本方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

（ご参考）

こちらは、当社が本基本方針に基づき導入する買収防衛策の概要をご理解いただくために参考資料として記載したものです。詳細につきましては29ページから44ページをご覧ください。

1. 当社の買収防衛策の導入への考え方

当社は、当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上していくためには、以下の事項を中長期的に確保していくことが極めて重要と考えております。

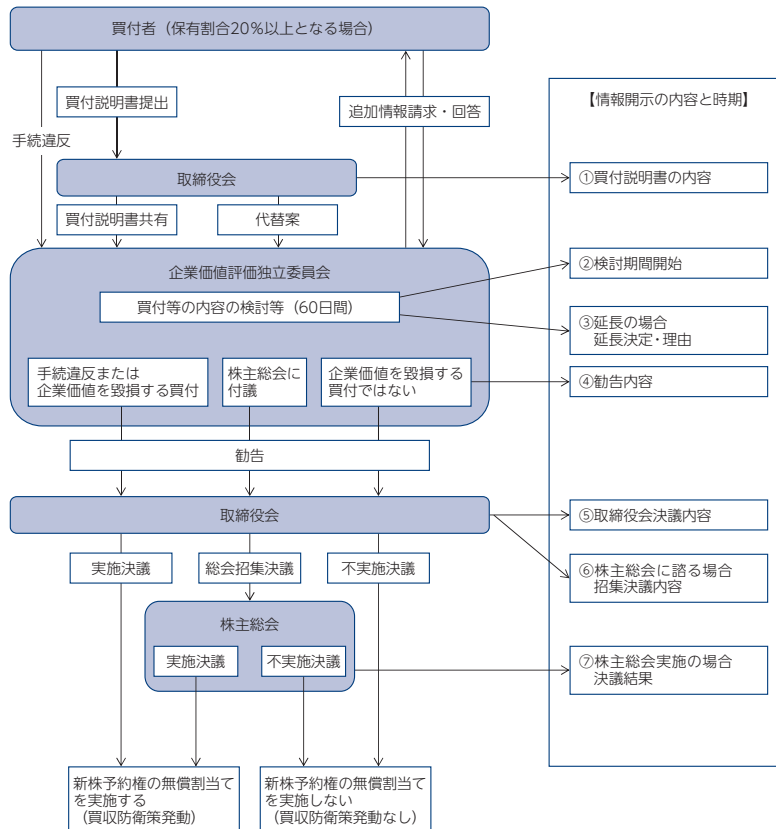
【当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上するために中長期的に確保していく事項】

「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」の確保を通じ、
「信頼のトップブランド」を確立すること

沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開し、各事業の有機的な
取組みにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うこと

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、当社株式に対する大量買付を一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そこで、当社は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組み（買収防衛策）が必要であると考えております。

2. 当社の買収防衛策の概要図（主要な手続きの流れ）



3. 当社の買収防衛策の特徴

当社が導入する買収防衛策は、以下に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

①「買収防衛策に関する指針」が定める三原則を充足しております。

経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

②株主意思を反映する仕組みを備えております。

株主総会の決議により決定され、有効期間を約3年間としております。有効期間内であっても当社の株主総会または取締役会の決議により廃止することができます。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、株主の皆様のご意向は、毎年取締役の選任を通じて反映することができます。なお、株主の皆様にご判断をいただくことが必要であると考えられる場合は、対抗措置の発動について株主総会にお諮りすることとしています。

③独立性の高い社外取締役の判断を重視する仕組みとしています。

当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会が運営上の実質的な判断を行うこととしており、当社取締役会が恣意的な運用を行うことはできません。

また、企業価値評価独立委員会はその判断の概要について、株主の皆様へ情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように運営される仕組みが確保されています。

④大量買付者に対する対抗措置の発動には客観的要件を満たす必要があります。

予め定められた客観的な要件が満たされなければ、大量買付者に対する対抗措置は発動されません。

⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではありません。

当社が本基本方針に基づき導入する買収防衛策は、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させたとしても発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

以上

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けた取組みとして、2020年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を選任するとともに、監査等委員である取締役について、社外取締役を3名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する、独立性の高い取締役を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。また、監査等委員会は法令および諸基準に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（本基本方針）)

1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記2. に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

2. 本プランの骨子

(1) 本プランの概要

当社は、下記(2)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(3)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等に関する情報提供および検討のための時間を確保します。また、下記(5)①の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項など下記(5)⑥に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てることとします。なお、当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、下記(6)に定める企業価値評価独立委員会を設置します。

(2) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの決定に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会に提供します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限を定めて追加情報の提出を求めることができ、買付者等はこれに応じるものとします。

なお、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として60日間を超えないものとします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

(4) 企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

企業価値評価独立委員会は、上記(3)の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記(5)①または②に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（ファイ

ナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができます。

(5) 本新株予約権の無償割当ての実施

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決定は、以下のとおり企業価値評価独立委員会の勧告を経て行うものとします。

① 企業価値評価独立委員会による実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、この場合でも、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

ア. 買付者等が上記(3)に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

イ. 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(ア)ないし(キ)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合

(ア) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

a. 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

b. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

c. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(イ) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等

- (ウ) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
- (エ) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
- (オ) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等
- (カ) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等
- (キ) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記ア．およびイ．のいずれにも該当しないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

② 企業価値評価独立委員会による不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記①のア．およびイ．のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①のア．またはイ．のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

③ 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記①および②による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関とし

での決議を速やかに行うものとします。

但し、企業価値評価独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

④ 株主総会決議後の当社取締役会の対応

企業価値評価独立委員会の勧告を受けて株主総会が招集され、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

⑤ 買付者等による買付等の実行禁止期間

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

⑥ 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

ア. 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式⁸（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り 1 株とします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし、当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1 か月間から 2 か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

次の（ア）ないし（カ）に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

（ア）特定大量保有者⁹

（イ）（ア）の共同保有者¹⁰

（ウ）特定大量買付者¹¹

（エ）（ウ）の特別関係者

（オ）上記（ア）ないし（エ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者

（カ）上記（ア）ないし（オ）に該当する者の関連者¹²

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 本新株予約権の取得事由

（ア）当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでもすべての本新株予約権を無償で取得することができます。

（イ）当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき（別途調整がない限り）当社普通株式 1 株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行

うことができ、以後も同様とします。

(ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

コ. その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(6) 企業価値評価独立委員会について

企業価値評価独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役および社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとします。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(7) 情報開示

ア. 本プランに定める手続の進捗状況等に関する事項

当社取締役会または企業価値評価独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、企業価値評価独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 買付者等が現れた事実

(イ) 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

(ウ) 本必要情報が提供された事実とその内容の概要

(エ) 検討期間が開始された事実

(オ) 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

(カ) 企業価値評価独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由および勧告の内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由および当該異なる勧告の内容の概要）

イ. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する事項

当社取締役会は、以下に記載する各事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

- (ア) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項
- (イ) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が付議される株主総会を招集する旨の決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項
- (ウ) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する株主総会の決議が行われた場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(8) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(9) その他

上記(1)ないし(8)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランを決定する決議において定めるものとします。

3. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

IV. 株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

本基本方針の内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本基本方針の決定・本プランの決定時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本基本方針の決定および本プランの決定時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランが決定され、本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様の中には、株価の変動により不測の損害を被る方が生じる可能性があります。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(1) 上記Ⅰ. の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上に資する取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記Ⅰ. の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み（本基本方針））について

① 本基本方針が上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記Ⅰ. の基本方針に沿うものです。

② 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記Ⅰ. の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

イ. 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記Ⅲ. 3. 「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って決定される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ. 2. (5)「本新株予約権の無償割当ての実施」および(6)「企業価値評価独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、Ⅲ. 2. (7)「情報開示」に記載したとおり、その判断の概要については株主の

皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に合うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認可決され、本プランの決定が当社取締役会で決議された場合、企業価値評価独立委員会の委員には、当社社外取締役高橋温氏、北村敬子氏、金子正志氏および竹川浩史氏の4名がそれぞれ就任する予定です。その略歴については3. 「企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。なお、委員就任予定の4名はいずれも当社の独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記Ⅲ. 2. (5)①「企業価値評価独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (4)「企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期が1年であること

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様の意向を反映させることが可能となります。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (8)「本プランの廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○高橋 温（たかはしあつし）当社社外取締役
【略歴】

1941年生まれ

1965年4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 入社

1998年3月 住友信託銀行(株)代表取締役社長

2005年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長

2011年4月 住友信託銀行(株)相談役

2011年6月 当社社外取締役 現在に至る

2011年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2012年4月 三井住友信託銀行(株)相談役

2016年7月 三井住友信託銀行(株)特別顧問

2018年7月 三井住友信託銀行(株)名誉顧問 現在に至る

※高橋 温氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○北村 敬子（きたむらけいこ）当社社外取締役 監査等委員
【略歴】

1945年生まれ

1981年4月 中央大学商学部教授

1997年11月 中央大学商学部長

2001年7月 財団法人財務会計基準機構理事

2004年4月 中央大学副学長

2007年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2011年6月 公益財団法人財務会計基準機構理事

2014年6月 当社社外監査役

2016年4月 中央大学名誉教授 現在に至る

2020年6月 当社社外取締役 監査等委員 現在に至る

※北村 敬子氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○金子 正志（かねこまさし）当社社外取締役 監査等委員

【略歴】

1954年生まれ

1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 現在に至る

2006年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長

2008年4月 東京弁護士会副会長

2014年6月 当社社外監査役

2014年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2020年6月 当社社外取締役 監査等委員 現在に至る

※金子 正志氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○竹川 浩史（たけかわひろし）当社社外取締役 監査等委員（常勤）

【略歴】

1964年生まれ

1988年4月 ㈱三菱銀行 [現㈱三菱UFJ銀行] 入社

2015年6月 ㈱三菱東京UFJ銀行 [現㈱三菱UFJ銀行] 執行役員

2015年7月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員

2018年6月 当社社外監査役（常勤）

2018年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

2020年6月 当社社外取締役 監査等委員（常勤） 現在に至る

※竹川 浩史氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループおよび㈱三菱UFJ銀行の執行役員を退任しております。

また、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとします。
9. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
11. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、期前半において、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、厳しい状況となりました。秋以降は国内の新規感染者数が低位に推移し、個人消費を中心に回復の動きが見られたものの、新たな変異株の急速な感染拡大や、ウクライナ情勢の悪化による原油価格の高騰、株価と為替の急変動などにより、経済の冷え込みが懸念されるなど、先行きが見通せない厳しい状況が依然として続きました。当社グループの事業環境においても、移動需要や宿泊需要が前期と比べて回復しましたが、変異株による流行期間の長期化とお客様の生活様式の変容などにより、業績は低調に推移しました。

2021年10月31日に京王線布田駅～国領駅間を走行中の列車内において傷害事件が発生しました。当社では、事件の発生を重く受け止め、鉄道事業本部内に、「鉄道テロ・災害対策担当」を新設し、現場再現調査も含めた事件の検証を踏まえ、警備員による駅構内や列車内の巡回を強化したほか、異常時における乗務員・駅係員の判断力向上のため、様々なトラブルを想定した訓練を警察・消防と共同で実施するなど、対応の強化にあたりました。引き続き、お客様の安全・安心を最優先としたさらなる取組みを実施してまいります。

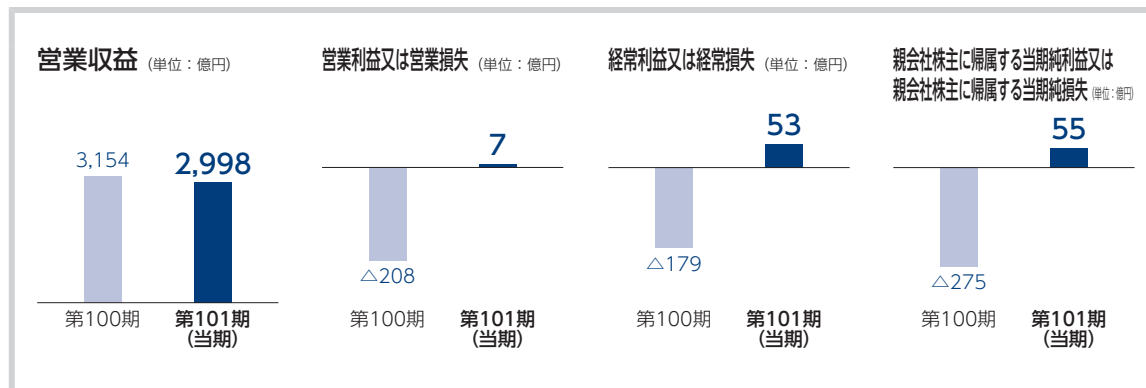
当社グループは、当期においても新たなニーズに対応した商品・サービスの提供と不要不急のコスト抑制に努め、中長期の成長に向けた取組みを進めました。運輸業では、鉄道事業でダイヤ改正を実施し、有料座席指定列車「京王ライナー」および「Mt.TAKAO号」の停車駅に明大前を追加するなど、お客様の利便性向上に努めました。流通業では、ストア業において(株)セブン-イレブン・ジャパンと提携し、駅売店・コンビニエンスストアのフランチャイズ化を推進したほか、ショッピングセンター事業において下北沢駅高架下に新施設「ミカン下北」をオープンいたしました。不動産業では、都心部における新築分譲マンション事業を強みとする(株)サンウッドと資本業務提携を行うなど、不動産販売業の事業体制の強化に取り組みました。レジャー・サービス業では、ホテル業においてサービスアパートメント型長期滞在プランの販売を行うなど、新たなホテル宿泊ニーズに積極的に対応しました。その他業では、各事業において業務受託・工事受注に努めました。このほか、サテライトオフィス「KEIO BIZ PLAZA」を2店舗開業

しました。

以上の結果、営業収益は、不動産業、その他業と「収益認識に関する会計基準」等の適用の影響が大きかった流通業で減収となり、2,998億7千2百万円（前期比4.9%減）、営業利益はその他業を除く各セグメントで改善し、7億4千万円となりました。経常利益は、助成金等の収入などにより53億6千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益の計上などにより55億8千5百万円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策については、社長を本部長とする対策総本部が中心となり、お客様と従業員の安全を第一に、職域接種を実施するなど、引き続き感染防止対策に取り組みました。また、ワクチン集団接種会場への貸切バス運行を受託したほか、新型コロナウイルス感染症に罹患された方の通院を専用タクシー車両によりサポートしました。さらに、テイクアウト商品やデリバリーサービスの拡充、インターネット販売の強化など、コロナ禍において、お客様の利便性向上につながる各種施策に取り組みました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。





運輸業

営業収益	992億32百万円	(前期比 12.2%増)
営業損失	26億99百万円	(前期比 —)

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業で4月～5月を中心に緊急事態宣言が初めて発出された前期と比べて改善し、増収となったほか、バス事業およびタクシー業においても増収となったことなどにより992億3千2百万円（前期比12.2%増）となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容などにより移動需要が依然として低迷していることから、営業損失は26億9千9百万円となりました。

鉄道事業では、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業について、事業主体である東京都とともに用地取得や高架橋基礎工事を引き続き進めたほか、代田橋駅～明大前駅間で高架橋柱の構築工事を進めました。安全性向上策では、下北沢駅においてホームドアの使用を開始したほか、下北沢駅および京王稲田堤駅1番線ホームにおいて、ホームと車両との間の段差隙間対策を完了しました。また、安全・防犯対策の強化をはかるため、異常事態発生時の係員の対処方法を見直すとともに、非常用設備に関するお客様の認知度向上に取り組んだほか、2023年度末の整備完了を目標として、リアルタイム伝送機能を持つ防犯カメラの全車両、全駅への設置を決定しました。自然災害への備えについては、鉄道施設の耐震補強工事を引き続き進めたほか、落雷による過電流・過電圧から駅の信号設備機器を保護するため、保安器を増設しました。サービス向上策では、平山城址公園駅においてリニューアル工事が竣工したほか、新線新宿駅改札内においてエスカレーター更新工事を進めました。営業面では、「京王ライナー」および「Mt.TAKAO号」の停車駅に明大前を追加したほか、「特急・準特急」の種別を名称統合のうえ、停車駅を改めた「特急」として運行し、調布以東における乗車機会の増加や都営新宿線方面との乗り換え利便性の向上をはかりました。また、有料座席指定列車において、期間限定でお子さま連れ専用車両を設定し、「こどもといっしょ割 座席指定券」を販売しました。さらに、「高尾山湯ったりきっぷ」を通年販売したほか、他の鉄道事業者と連携した乗車券を企画・販売しました。このほか、新線新宿駅改札外にデジタルサイネージを設置し、広告放映を開始しました。環境への取り組みでは、車両について、より消費電力削減効果に優れたVVVFインバータ制御装置への更新を進めたほ

か、駅構内の照明や車両前照灯のLED化に取り組みました。また、電車がブレーキをかけた際に発生する回生電力を駅設備用の電力として供給する「駅舎補助電源装置」を、めじろ台駅に設置しました。さらに、地下駅について、外気温に応じて空調設備の設定を段階的に調整する運用に変更するなどの省エネルギー活動に取り組み、このうち調布駅での取組みについて、「2021年度省エネ大賞 省エネ事例部門・輸送分野」において最高賞である経済産業大臣賞を受賞しました。このほか、駅改札口に遠隔案内システムの導入を進めるとともに、車両について、運転状態のデータを蓄積・分析し、省エネルギー運転を補助するシステムの試験運用を開始しました。

バス事業では、路線バスにおいて、笹塚駅と中野駅を結ぶ路線や渋谷駅と新橋駅を結ぶ路線を新設したほか、地域のお客様のお買い物の利便性を高めるため、本年4月に宝生寺団地などと高尾駅南口の商業施設を結ぶ路線を新設しました。また、めじろ台駅と法政大学を結ぶ路線など、短時間に乗降客が集中する路線において輸送力を確保するため、連節バスの運行を開始しました。公式スマートフォンアプリ「京王アプリ」については、あらかじめ登録したバス停区間におけるバスの発着時分や走行位置をリアルタイムに表示する機能を追加し、バス運行状況を検索しやすくしました。高速バスにおいては、需要に応じて運賃を設定するダイナミックプライシングの導入路線を拡大しました。さらに、多摩動物公園においてライオンバスの運行を再開したほか、橋本駅と物流拠点「GLP ALFALINK相模原」間における従業員用通勤バスの運行を受託しました。

新たな取組みでは、東京都が公募した事業化プロジェクトへの採択を受けて、西新宿エリアにおいて自動運転バスの実証実験を行いました。また、当社が実施するMa a S（様々な移動手段を一元的に提供するサービス）の取組み「TAMa-GO」について、高尾山や飛騨高山エリアの交通機関や各施設で使用できる電子チケットの販売を拡充したほか、青梅市や八王子市南大沢地区における実証実験プロジェクトに参画し、地域周遊の活性化のための各種施策に取り組みました。さらに、新宿行き高速バスのトランクを活用した貨客混載事業による地域特産品の輸送の取組みでは、新宿・渋谷～仙台・石巻線で新たに宮城県石巻市の海産物の輸送を開始しました。このほか、物流事業の取組みとして、高速バスと鉄道を利用して飛騨高山の農産物を新宿駅に輸送し、その復路で駅設置の専用ボックスからレンタル商品の返却物等を集荷する実証実験を行いました。



流通業

営業収益	969億41百万円	(前期比 24.6%減)
営業利益	20億26百万円	(前期比 —)

流通業全体の営業収益は、百貨店業で前期と比べて改善しましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用により減収となり、また、ストア業で食料品等の巣ごもり需要が前期に比べて減少したほか、「収益認識に関する会計基準」等の適用により減収となったことなどにより969億4千1百万円（前期比24.6%減）、営業利益は前期の営業損失から改善し、20億2千6百万円となりました。

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、自宅で過ごす時間の充実をコンセプトに、4階に手芸用品専門点を誘致したほか、屋上を改装し、緑と水をテーマにガーデニングやアクアリウム商品などを扱う店舗を誘致しました。また、聖蹟桜ヶ丘店において全館改装を完了し、化粧品や生活雑貨の拡充をはかったほか、「京王クラウン街橋本」にサテライト橋本店をオープンいたしました。

ストア業では、(株)セブン-イレブン・ジャパンと駅売店・コンビニエンスストアのフランチャイズ化に関する業務提携契約を締結し、「セブン-イレブン京王調布駅店」など12店をオープンしたほか、(株)マツモトキヨシのフランチャイズ店について、「葉マツモトキヨシ 京王堀之内駅店」など3店をオープンいたしました。

ショッピングセンター事業では、「ぷらりと京王府中」の飲食フロア「TSUZUMI (つづみ)」をリニューアルオープンしたほか、下北沢駅高架下に「ようこそ。遊ぶと働くの未完地帯へ。」をコンセプトに、個性的な店舗やワークプレイス「SYCL (サイクル) by KEIO」が入居する「ミカン下北」をオープンいたしました。

さらに、「ベーカリー&カフェ ルパ」について、永福町店、桜ヶ丘店、笹塚店をそれぞれリニューアルオープンしたほか、高井戸店をオープンいたしました。



不動産業

営業収益	472億 2百万円	(前期比 1.7%減)
営業利益	104億 70百万円	(前期比 0.7%増)

不動産業全体の営業収益は、不動産賃貸業で新規物件の稼働などにより増収となったものの、不動産販売業でリノベーション物件の売上が減少したことなどにより472億2百万円（前期比1.7%減）、営業利益は104億7千万円（前期比0.7%増）となりました。

不動産賃貸業では、高尾山口駅前に様々な時間・風景・自然を楽しむアクティビティや食事を提供する体験型ホテル「タカオネ」を開業したほか、「京王クラウン街笹塚」の駅改札前エリアをリニューアルオープンいたしました。また、シェア型賃貸住宅「シェアプレイス下北沢」のほか、賃貸マンション「MODIER YOYOGI RESIDENCE」など4棟が竣工し、入居を開始しました。

不動産販売業では、「リビオレゾン THURSDAY調布」を完売したほか、「ブリリアタワー聖蹟桜ヶ丘ブルーミングレジデンス」の共同販売を引き続き進めました。また、集合住宅「グリーンリーフ府中緑町」を一棟販売したほか、都心部の既存物件を単身世帯用の賃貸マンションにリノベーションし、一棟販売しました。

このほか、既存の建物をホテルにリノベーションし、「THE SHARE HOTELS」として運営する事業では、9店舗目として「MIROKU 奈良」を開業しました。また、不動産業の領域拡大をはかるため、都心部における富裕層向け新築分譲マンション事業を強みとする（株）サンウッドと資本業務提携契約を締結し、当社の関連会社としました。



レジャー・サービス業

営業収益	329億82百万円	(前期比 30.2%増)
営業損失	134億41百万円	(前期比 —)

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業で10月～12月を中心に前期と比べて客室稼働率が回復したことなどにより329億8千2百万円（前期比30.2%増）となりました。しかしながら、宿泊需要が依然として低迷していることなどにより、営業損失は前期と比べて改善したものの134億4千1百万円となりました。

ホテル業では、開業50周年を迎えた「京王プラザホテル（新宿）」において、特別宿泊プランや記念商品などを企画・販売したほか、ラウンジやフィットネスルームなどの施設が利用できるサービスアパートメント型長期滞在プランの販売を行いました。また、（株）サンリオとタイアップしたスイーツbuffetを開催するなど、料飲需要の取込みに努めました。さらに、巨大地震による長周期地震動の建物への影響を低減させる制振装置の設置など、耐震対策工事を進めました。このほか、「京王プレッソイン」において利用頻度の高いお客様をターゲットに宿泊回数券を販売するなど、各ホテルにおいて引き続き新規プランの開発・販売に取り組むとともに、インターネット販売の強化に取り組みました。また、「高山グリーンホテル」では、本館の耐震改修工事とフロント・ロビーのリニューアル工事が竣工しました。

飲食業では、「ぷらりと京王府中」において、「たまの里」「カレーショップC&C」をそれぞれリニューアルオープンしたほか、「たまの里」笹塚店をオープンいたしました。また、フランチャイズ店として「カレーショップC&C」大手町メトロピア店がオープンいたしました。



その他業

営業収益	625億48百万円	(前期比 4.4%減)
営業利益	51億42百万円	(前期比 2.7%減)

その他業全体の営業収益は、建築・土木業で完成工事高が減少したほか、ビル総合管理業で受注が減少したことなどにより625億4千8百万円（前期比4.4%減）、営業利益は51億4千2百万円（前期比2.7%減）となりました。

ビル総合管理業では、横浜市営地下鉄および東京臨海高速鉄道（りんかい線）において、引き続き駅業務を受託したほか、東京都立多摩産業交流センター「東京たま未来メッセ」の施設管理に関する受託業務を本年4月から開始しました。車両整備業では、函館市企業局から路面電車の車体改修工事を、アルピコ交通（株）から上高地線で新たに運行する鉄道車両の改造工事を、それぞれ受注したほか、引き続き各鉄道事業者から全般・重要部検査などの定期検査業務を受注しました。建築・土木業では、横浜市や渋谷区においてマンションを建設したほか、都営三田線や都営浅草線のトンネルの長寿命化工事を行いました。また、多摩市からコミュニティーセンターなどの改修工事を新規受注しました。子育て支援事業では、本年4月に認可保育所「京王キッズプラッツ桜上水」を開設しました。

このほか、テレワーク需要の拡大を捉え、沿線における職住近接を実現する場を提供するため、サテライトオフィス「KEIO BIZ PLAZA」を「京王プラザホテル（新宿）」および「京王プラザホテル八王子」内にそれぞれ開業しました。

企業の社会的責任に対する取組み

当社は、東京都水道局の「みんなでつくる水源の森実施計画」に賛同し、同局と「東京水道～企業の森」協定を締結しました。この協定に基づき、多摩川上流域の水源林の一部を「京王水源の森」と名づけるとともに、森林保全活動に取り組んでおります。また、当社では、保有するビルについて省エネルギー化に取り組んでおり、東京都環境確保条例が定める削減目標値以上にCO₂排出量を削減しております。東京都のキャップ&トレード制度に基づくカーボンオフセットの取組みとして、この超過削減量の一部と、高尾山エリアにおける当社グループの2022年の年間CO₂排出量を相殺し、実質ゼロとしております。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループは新型コロナウイルス感染症による生活様式変容の渦中にあります。テレワーク等の定着により鉄道・バスの輸送人員はコロナ禍以前の水準に回復することは想定できない状況にあり、インバウンド需要に支えられてきたホテル業や百貨店業、駅を中心にビジネスを展開してきたグループ各事業についても極めて厳しい状況が続いているなど、当社グループを取り巻く環境が劇的に変化しております。

当社グループでは、これら諸課題に対応するとともに、今後の大規模投資の本格化を見据え、事業の選択と集中の推進により各事業の利益水準を改善し、ポストコロナ社会に適応した事業構造への抜本的な変革を完遂するため、2022年度を初年度とする「京王グループ中期3カ年経営計画」を策定しました。鉄道事業では、輸送人員がコロナ禍以前の水準までは戻らないという前提のもと、効率化を進めながら必要な投資を積極的に行い、安全・安心の確保、利便性の向上、環境への取組みの強化をはかるとともに、日本一の安全・サービスレベルの実現を目指します。不動産業については、沿線拠点の価値創造をはかるため、鉄道会社の原点である「まちづくり」に地域社会と連携して取り組みます。また、事業基盤である不動産賃貸業に

加え、不動産投資・販売業を強化し、資産効率の向上と事業領域の拡大により、収益力の向上をはかります。ホテル業では、ホテル全社で早期の営業黒字化を実現するため、不採算部門の見直しなど徹底した効率化と、国内需要の取込みにより、利益の安定的な確保をはかります。このほか、専門性の高い人材の採用・育成と、各事業の特性に応じた人事・組織体制の構築を行うとともに、サステナビリティの考え方を経営方針や事業戦略に反映させ、事業継続が可能な盤石な経営推進体制を構築します。

これらの取組みにより、お客様のニーズを捉えた移動需要を創出するとともに、魅力あふれる住みたくなる「まちづくり」を推進し、沿線価値向上を実現してまいります。具体的には以下に記載する各施策に取り組み、グループ一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。

(1) 鉄道事業における安全に向けた取組みと事業運営体制の変革

鉄道事業では、「日本一安全でサービスの良い鉄道」を掲げ、「より高度な安全・安心の追求」「お客様ニーズを先取りしたサービスの提供」「未来を見据えた盤石な事業運営体制の構築」などを推進します。

「より高度な安全・安心の追求」では、引き続き「安全に関する基本方針」を徹底するとともに、「有責事故ゼロ 運転事故・輸送障害発生件数の前年比削減」を安全目標として事故・トラブルの未然防止に努め、社会的な使命である「輸送の安全性と安定性の確保」のための取組みを進めます。

<安全に関する基本方針>

- ・「安全」は最大の使命であり、最高のサービスである。
- ・全社員が一丸となり継続的改善に取り組み、安全最優先の鉄道を創る。

2021年10月31日に発生した京王線車内での傷害事件への対応として、2023年度末を目標に、リアルタイム伝送機能を持つ防犯カメラを全車両、全駅に設置します。また、引き続き、警備員による駅構内や列車内の警備強化に取り組みるとともに、警察・消防との共同訓練や職場ごとの集合研修を通じて、異常時における乗務員・駅係員の判断力向上に取り組みます。さらに、非常用設備の使用方法等について、お客様への周知に努めます。

道路と鉄道を立体交差化し、25か所の踏切を廃止する京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業については、引き続き事業主体である東京都とともに用地取得や高架化工事などを進めます。また、大型台風や首都直下型地震、大規模噴火などの自然災害を想定し、お

お客様や係員の安全確保、鉄道施設の機能維持に向けた対応を進めるほか、高架橋やトンネル、盛土などの耐震補強工事に継続して取り組みます。さらに、新線新宿駅リニューアル工事を進めるとともに、変電所設備やエレベーターなどの老朽化更新工事についても順次進めます。このほか、ホームドアおよびホームと車両との間の段差隙間対策について、全駅整備に向けた検討を進めます。バリアフリー化施策については、お客様に対し、設備の整備状況や利用方法の周知を行うとともに、従業員教育を推進し、ハード・ソフトの両面から取り組みを進めます。

「お客様ニーズを先取りしたサービスの提供」では、5000系車両を増備するとともに、京王ライナーの増発を含めたダイヤ改正について、輸送動向やポストコロナの移動需要、外部環境の変化等を踏まえ、引き続き検討します。また、デジタルスタンプラリーや子育て世帯の移動ニーズに対応したサービスなど、沿線誘致・回遊施策を実施します。

「未来を見据えた盤石な事業運営体制の構築」では、利益水準確保に向けて鉄道部門全体の意識を改革するとともに、部門横断プロジェクトの継続推進、組織や職位を越えた協働による創意工夫、駅業務や設備保守業務でのDX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な推進など、収益力向上と業務効率化をはかります。

今後も、お客様の安全・安心を確保し、快適な輸送サービスを提供し続けるため、業務の効率化を進めながら、必要な投資を積極的に行うとともに、厳しい事業環境下において「輸送の安全性と安定性の確保」の取り組みを継続していくため、運賃についても改定の検討を行ってまいります。

(2) 不動産業の強化

不動産業では、街の中心となる拠点開発を本格化するとともに、外部企業等との連携・共創による地域の賑わい創出にも取り組み、魅力あふれる住みたくなる「まちづくり」を進めます。新宿駅西南口地区開発計画については、2021年10月に東京都から内閣府に対し、都市再生プロジェクトとして提案され、2022年4月に都市計画手続きが開始されました。当社では、本計画の事業着手に向けて、新宿駅周辺の他の開発事業者とも連携し、2022年度内の都市計画決定を目指します。また、京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業で新たに創出される駅前や高架下の空間におけるエリア一体での開発計画、橋本駅周辺におけるまちづくり、京王多摩川駅周辺地区の再開発事業、聖蹟桜ヶ丘地区での賑わいがあふれるまちづくりなど、地域資源を生かした開発計画を推進します。

不動産賃貸業では、中野区弥生町の賃貸マンションを完成し、入居を開始するほか、不動産販売業では、共同事業として取り組んでいる「ブリリアタワー聖蹟桜ヶ丘ブルーミングレ

ジデンス」を完成し、引渡しを開始します。また、(株)サンウッドとの共同事業を推進するなど、新築分譲マンション事業を強化します。このほか、不動産業の成長戦略の実現に向けて、不動産投資・販売業の強化や、保有不動産売却の受け皿となる不動産ファンドの設立の検討など、資産効率向上や事業領域拡大、収益力向上をはかります。

(3) グループ事業における課題解決、事業の見極め

ホテル業については、ホテル全社で早期の営業黒字化を実現するため、法人・団体営業の推進やインターネット販売の強化により国内需要の取込みをはかる一方、「京王プラザホテル多摩」の閉館や、不採算部門の縮小、要員の見直しなど、運営体制の再構築とコスト削減の徹底をはかります。また、旅行業についても、団体旅行の営業強化をはかるとともに、カウンター事業の大幅な縮小により固定費を圧縮するなど、事業の選択と集中を進めます。百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、売場改装やブランドの誘致に取り組み、集客力強化をはかります。また、ショッピングセンター事業について、駅前商業施設が街の中核拠点であり続けることを目指し、施設運営の専門性の向上と組織体制の最適化に向けた検討を進めます。ビル総合管理業や建築・土木業などのB to B（企業間取引）の領域では、積極的な営業活動による外部受注の拡大をはかります。

(4) 新規事業の積極的な推進

外部企業等との連携・共創をはかりながら既存事業の強化や課題解決に取り組むとともに、当社の事業ポートフォリオの拡充を目指し、ベンチャーキャピタルファンドへの出資などを検討します。また、沿線拠点周辺エリアの人流データを分析することにより、グループ横断で地域活性化施策を行うエリアマネジメント体制を構築します。Ma a S（様々な移動手段を一元的に提供するサービス）への取組みについては、沿線の行楽・商業施設や交通機関で使用できる電子チケットの販売など、お客様誘致・エリア回遊施策をさらに充実させます。このほか、沿線自治体の交通計画や地域課題に対して、生活様式の変容や居住者の高齢化を踏まえた交通施策を検討・実施するなど、移動需要の活性化につながる施策を展開します。物流事業については、多摩境駅の近隣に、物流倉庫・店舗などから構成される複合施設を建設するほか、沿線の生活者を支えるラストワンマイル配送網の構築に向けて、配送拠点の新設や鉄道を活用した配送の拡大に取り組みます。

(5) 強固な経営体制の整備に向けた取組み

コーポレート・ガバナンス体制についてさらなる充実をはかるとともに、経済的価値・社会的価値両面での持続的な成長に向けて、サステナビリティについての基本方針を策定するなど体制整備を進め、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った情報開示を検討します。また、成長戦略の実現に向け、専門性の高い人材の採用・育成の強化をはかります。さらに、鉄道におけるテロや大事故等の重大事案発生時の全社対応方針を定め、複合災害に対処できるよう、体制を整備します。このほか、グループ全体のコンプライアンスリスクを再点検し、ハラスメントに対処するとともに、サイバー攻撃に備え、ウェブサイトやシステムインフラ基盤のセキュリティ対策を強化します。

(6) 企業の社会的責任に対する取組み

当社グループでは、すべての事業において「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」に則った活動を積極的に推進しております。

環境面においては、各事業の特性に応じて、CO₂排出量削減など環境負荷低減策に取り組み、社会の一員としてカーボンニュートラルなどの社会的な要請に応えてまいります。省エネルギー化施策として、京王線・井の頭線駅構内や当社保有ビルの照明のLED化を推進するほか、地下駅における空調設備の効率的な運用について、調布駅、布田駅、国領駅、新宿駅に続き、京王八王子駅においても実施します。また、鉄道車両について、より消費電力削減効果に優れたVVVFインバータ制御装置への更新を進めるほか、運転士が自らの運転効率を随時確認することのできる省エネルギー運転補助システムの導入を進めます。

社会的な側面においては、多世代が共に生き、交流する沿線づくりとして、子育て世代を対象とした事業や高齢者住宅事業などに引き続き取り組みます。また、多様な人材雇用や女性の活躍推進、育児・介護と仕事の両立やワークライフバランス、定年延長などの検討を進め、働きやすい・活躍できる職場の実現をはかります。

今後も株主の皆様をはじめとして、お客様、お取引先など、ステークホルダーの皆様と対話を重ね、これら社会的責任を果たす活動に継続して取り組み、沿線とともに成長し、地域社会への貢献に努力し続けます。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は338億2千2百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両制御装置更新（京王線8000系8両）
不動産業	不動産賃貸業	港区西新橋賃貸マンション取得 「タカオネ」リノベーション工事 「京王クラウン街笹塚」リニューアル工事

(2) 継続中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業 下北沢駅改良工事 新線新宿駅改札内エスカレーター更新工事
流通業	ショッピングセンター事業	「ミカン下北」建設工事
不動産業	不動産賃貸業	中野区弥生町賃貸マンション建設工事

(注) 「ミカン下北」建設工事は、前期の事業報告において下北沢駅東側高架下商業施設建設工事と表記していたものであります。

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、当社グループ外から70億円の新規借入を行いました。また、短期的な資金需要に対応するため、商業ペーパーを発行しており、当期末残高は200億円となりました。

なお、当社グループにおける当期末の借入金、商業ペーパーおよび社債の残高の合計額は前期末に比べて238億9千5百万円減少し、3,757億1千5百万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 2018年度	第99期 2019年度	第100期 2020年度	第101期(当期) 2021年度
営 業 収 益 (百万円)	447,508	433,669	315,439	299,872
営業利益または営業損失(△) (百万円)	40,078	36,024	△20,866	740
経常利益または経常損失(△) (百万円)	39,281	34,684	△17,980	5,366
親会社株主に帰属する 当期純利益または純損失(△) (百万円)	27,213	17,875	△27,519	5,585
1株当たり当期純利益 または純損失(△) (円)	222.87	146.40	△225.38	45.75
総 資 産 (百万円)	889,341	876,691	912,624	906,212
純 資 産 (百万円)	368,022	373,454	344,395	342,286

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期から適用しており、第101期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) 京王百貨店	100百万円	100.0%	百貨店業
(株) 京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
(株) 京王プラザホテル	100百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス(株)	100百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記4社を含め45社、持分法適用会社は12社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス(株)、京王バス小金井(株)) 西東京バス(株)
タクシー業	京王自動車グループ (京王自動車(株)、京王自動車城西(株)、京王自動車城南(株)、 京王自動車調布(株)、京王自動車多摩北(株)、京王自動車多摩南(株)、 京王自動車多摩西(株)、京王自動車バスサービス(株))
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

(注) 京王電鉄バス(株)は2022年4月1日付で京王バス小金井(株)を吸収合併しました。

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ、京王重機整備(株)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ

(注) 当社は2021年6月1日付で新線新宿開発(同)を吸収合併しました。

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン、 (株)京王プレミアホテル京都、(株)京王プレミアホテル札幌、(株)高山グリーンホテル
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報システム業	(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシステージ(株)
葬祭事業	京王フェアウェルサポート(株)

下記の項目については、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) に掲載しております。

1 企業集団の現況に関する事項

8. 主要な事業所等
9. 従業員の状況
10. 主要な借入先

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
2. 発行済株式の総数
3. 株主数
4. 大株主（上位10位）
5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
なが た だし 永 田 正	代表取締役会長	—
こう むら やすし 紅 村 康	代表取締役社長 社長執行役員	—
なか おか かず のり 仲 岡 一 紀	取締役 専務執行役員 戦略推進本部長 新宿再開発推進室分担	—
みなみ よし たか 南 佳 孝	取締役 常務執行役員 開発事業本部長	—
てら だ ゆう いち ろう 寺 田 雄 一 郎	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長	—
つ むら さと し 都 村 智 史	取締役 常務執行役員 経営統括本部長、総務・危機管理部・ 法務・コンプライアンス部・広報部・ 人事部分担、財務・情報開示担当、コ ンプライアンス担当	—
たか はし あつし 高 橋 温	取 締 役	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 株式会社岩手銀行 社外取締役
ふる いち たけし 古 市 健	取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 株式会社ダイセル 社外取締役
こま だ いち ろう 駒 田 一 郎	取 締 役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
まる やま そう 丸 山 荘	取 締 役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長 京王バス株式会社 代表取締役社長
わか ばやし かつ よし 若 林 克 昌	取 締 役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
伊藤 俊司	取締役 監査等委員 (常勤) 監査等委員会委員長	—
竹川 浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	—
北村 敬子	取締役 監査等委員	中央大学名誉教授 明治安田生命保険相互会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役
金子 正志	取締役 監査等委員	弁護士

(注) 1. 期中の役員の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
都村 智史	取締役 常務執行役員	執行役員	2021年6月29日
川瀬 明伸	〔退任〕	取締役 常務執行役員	
番高 睦保	執行役員	〔就任〕	
櫻井 俊樹	〔退任〕	執行役員	

2. 取締役高橋 温、古市 健、取締役 監査等委員竹川浩史、北村敬子、金子正志は社外取締役であります。
3. 監査等委員会は、内部監査部門等との十分な連携や重要な社内会議への出席を通じて、情報収集の充実と監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、伊藤俊司と竹川浩史を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 監査等委員 (常勤) 伊藤俊司は、当社グループにおいて経営統括部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 監査等委員 (常勤) 竹川浩史は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 監査等委員北村敬子は、会計学を専門とした大学教授としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、取締役 監査等委員 (常勤) 竹川浩史、取締役 監査等委員北村敬子、金子正志を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役高橋 温、古市 健、取締役 監査等委員北村敬子、金子正志との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
9. 当社は当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補の対象としており、当社取締役は当該保険契約の保険料のうち株主代表訴訟特約にかかる保険料を負担しております。なお、当該保険契約においては、法令違反であることを認識して行った行為に起因してなされた損害賠償請求等、保険約款に定める一定の場合については、保険金の支払いは行われなさいとされております。

2. 当期に係る取締役の報酬等の総額

区 分	基本報酬		年次業績連動報酬		株式報酬		合 計	
	人数	報酬等の額	人数	報酬等の額	人数	報酬等の額	人数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	12名	245百万円	—	—	10名	82百万円	12名	328百万円
取締役 (監査等委員)	4名	85百万円	—	—	—	—	4名	85百万円
合計	16名	330百万円	—	—	10名	82百万円	16名	413百万円
(うち社外役員)	(5名)	(71百万円)	—	—	—	—	(5名)	(71百万円)

- (注) 1. 当社は、単年度の連結業績目標の達成に向けて着実に成果を上げることを目的に、年次業績連動報酬を導入しております。年次業績連動報酬は、当社グループの業績全般に責任を負うとの観点から、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）と執行役員を対象としており、連結営業利益等を指標として決定するものです。なお、当期を含む連結営業利益等の推移は、「1 企業集団の現況に関する事項 5. 財産および損益の状況の推移」のとおりであります。
2. 当社は中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的とし、後記「3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容」に記載のとおり、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて当社株式の交付を行う株式報酬制度を導入しております。なお、上記表に記載の株式報酬の報酬等の額は、本制度に基づき当期に付与されたポイント総数に相当する金銭として、当期において会計上引当てを行った金額となります。
3. 当期における厳しい経営環境を勘案し、取締役（非常勤の社外取締役を除く。）の報酬について役位に応じて10%～30%の報酬返上を行っております。上記表に記載の金額は当該返上後の金額であります。
4. 上記表には、2021年6月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容

当社は2020年6月26日開催の第99期定時株主総会（以下、「同株主総会」といいます。）において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億2,000万円以内、うち社外取締役分4,000万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決議しております。

また、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、上記報酬額とは別に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、本信託を通じて各取締役に対して当社株式が交付される株式報酬制度（以下、「本株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議しております。当該決議におきましては、本株式報酬制度の対象期間を同株主総会の日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日までの約3年間とすること、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金3億3,000万円とすること、取締役会が定める株式交付規程に基づき、1ポイントを1株とし、1事業年度あたり33,000ポイントを上限として、役位等に応じたポイントを付与すること、また、本株式報酬制度の対象となる取締役は、原則として退任時に当該付与ポイントと引き換えに当社株式の交付を受けること、違法行為等の株式交付規程で定める一定の事由が生じた場合、取締役会の決議により、それまでに付与したポイントの全部または一部が失効すること、等を定めております。なお、本株式報酬制度は取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて延長する場合があります。延長がなされた場合に対象者に交付するために必要となる当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、1年あたり合計金1億1,000万円としております。

（注）第99期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役の員数は2名）、監査等委員である取締役の員数は4名であり、株式報酬制度の対象となる取締役の員数は9名であります。

4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は会社法に基づき、「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。なお、当該方針の決定に際しては、あらかじめ、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経ております。

「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

1. 基本の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等については、基本報酬、事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬および株式報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職位等を勘案し、職責に応じ適切な水準とする。

3. 年次業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

年次業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に連動する指標として、当該年次の連結営業利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させて算定し、基本報酬にあわせて支給する。額の算定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、審議を経て決定する。

4. 株式報酬の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を用いて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を交付する。

ポイントは取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位等に応じたポイントを付与する。付与されたポイントに応じた当社株式の交付は、原則として取締役の退任時とする。

5. 基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額および割合は、上記項目2. 3. 4. の方針に加え、当社が鉄道事業を中心とした公共性の高い事業を営んでいることを踏まえて決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により、代表取締役社長に一任する。

代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

7. 執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

執行役員の個人別の報酬等の決定は、本方針に記載の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に関する方針を準用する。

5. 当社取締役の報酬等が上記4.の方針に沿うものであると取締役会が判断する理由等

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬について、基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の3区分からなる報酬体系とし、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬について、基本報酬のみとする方針としております。なお、かかる方針は、当社取締役会が取締役の報酬等を決定するにあたり、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会において審議・検証を行っております。

また、当社取締役会は、指名・報酬委員会における審議内容を尊重して取締役の個人別の報酬額を決定することにつき、代表取締役社長である紅村康に一任しております（当期におきましては、厳しい経営環境を勘案し、上記「2. 当期に係る取締役の報酬等の総額」に記載のとおり報酬返上を行っております。）。なお、当社取締役会は、取締役の報酬等の方針について、上記「4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等」のとおり決議しております。

このような手続を経て取締役の個人別の報酬の額および内容が決定されていることから、当社取締役会は、取締役の報酬等がその決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	—	—
古市 健	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
竹川 浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	—	—
北村 敬子	取締役 監査等委員	—	—
金子 正志	取締役 監査等委員	—	—

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
古市 健	取締役	株式会社ダイセル 社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
竹川 浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	—	—
北村 敬子	取締役 監査等委員	明治安田生命保険相互会社 社外取締役	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
		日野自動車株式会社 社外監査役	当社との間に特別の関係はありません。
金子 正志	取締役 監査等委員	—	—

(3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
高橋 温	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
古市 健	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
竹川 浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
北村 敬子	取締役 監査等委員	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金子 正志	取締役 監査等委員	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略やガバナンス体制等について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役2名を含む取締役4名で構成される指名・報酬委員会を設置し、役員の人事、報酬について審議を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

下記の項目については、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) に掲載しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額
3. 非監査業務の内容
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	157,066	流動負債	233,231
現金及び預金	67,403	支払手形及び買掛金	16,067
受取手形、売掛金及び契約資産	40,892	短期借入金	68,627
商品及び製品	16,526	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	22,687	コマーシャル・ペーパー	20,006
原材料及び貯蔵品	2,293	未払法人税等	4,127
その他	7,272	前受金	25,537
貸倒引当金	△9	契約負債	12,186
		賞与引当金	3,570
		その他の引当金	1,166
		その他	61,940
固定資産	749,145	固定負債	330,694
有形固定資産	656,813	社債	130,000
建物及び構築物	323,188	長期借入金	137,081
機械装置及び運搬具	22,388	繰延税金負債	1,226
土地	235,725	退職給付に係る負債	22,827
建設仮勘定	61,334	その他	39,560
その他	14,176		
無形固定資産	14,593	負債合計	563,925
投資その他の資産	77,738	(純資産の部)	
投資有価証券	49,056	株主資本	333,555
退職給付に係る資産	12,799	資本金	59,023
繰延税金資産	8,707	資本剰余金	42,187
その他	7,303	利益剰余金	252,087
貸倒引当金	△128	自己株式	△19,743
資産合計	906,212	その他の包括利益累計額	8,766
		その他有価証券評価差額金	7,181
		為替換算調整勘定	7
		退職給付に係る調整累計額	1,576
		非支配株主持分	△35
		純資産合計	342,286
		負債純資産合計	906,212

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		299,872
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	252,085	
販売費及び一般管理費	47,047	299,132
営業利益		740
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	1,242	
持分法による投資利益	257	
助成金等収入	5,234	
雑収入	1,009	7,764
営業外費用		
支払利息	2,844	
雑支出	294	3,138
経常利益		5,366
特別利益		
固定資産売却益	12,141	
投資有価証券売却益	1,529	
工事負担金等受入額	941	
その他	186	14,799
特別損失		
減損損失	1,902	
固定資産除却損	1,812	
固定資産圧縮損	858	
退店補償金	688	
その他	579	5,841
税金等調整前当期純利益		14,324
法人税、住民税及び事業税		5,654
法人税等調整額		3,163
当期純利益		5,506
非支配株主に帰属する当期純損失		△78
親会社株主に帰属する当期純利益		5,585

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,651	流動負債	249,610
現金及び預金	52,806	短期借入金	143,512
未収運賃	5,638	1年以内償還社債	20,000
未収金	10,928	コマーシャル・ペーパー	20,006
関係会社短期貸付金	10,500	未払金	23,137
販売土地及び建物	379	未払費用	1,474
仕掛品	1,487	未払消費税等	615
貯蔵品	1,140	未払法人税等	2,210
前払費用	771	預り連絡運賃	1,211
その他の流動資産	4,104	預り金	6,782
貸倒引当金	△9,104	前受運賃	4,243
固定資産	696,945	前受金	23,945
鉄道事業固定資産	280,929	前受収益	752
付帯事業固定資産	273,477	賞与引当金	1,063
各事業関連固定資産	3,442	その他の流動負債	654
建設仮勘定	60,048	固定負債	305,055
投資その他の資産	79,048	社債	130,000
関係会社株式	24,864	長期借入金	129,089
その他の関係会社有価証券	2,051	退職給付引当金	9,188
投資有価証券	38,632	債務保証損失引当金	7,573
長期貸付金	18	関係会社事業損失引当金	722
長期前払費用	166	資産除去債務	4,308
前払年金費用	9,035	その他の固定負債	24,172
繰延税金資産	1,625	負債合計	554,666
その他の投資等	2,759	(純資産の部)	
貸倒引当金	△105	株主資本	214,064
資産合計	775,596	資本金	59,023
		資本剰余金	42,185
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	10,166
		利益剰余金	132,598
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	124,721
		固定資産圧縮積立金	12,171
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	37,550
		自己株式	△19,743
		評価・換算差額等	6,865
		その他有価証券評価差額金	6,865
		純資産合計	220,930
		負債純資産合計	775,596

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	64,141	
営業費	65,550	
営業損失		△1,408
付帯事業		
営業収益	41,572	
営業費	28,421	
営業利益		13,150
全事業営業利益		11,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,927	
雑収入	383	3,311
営業外費用		
支払利息	2,987	
雑支出	30	3,018
経常利益		12,034
特別利益		
固定資産売却益	6,641	
投資有価証券売却益	1,317	
工事負担金等受入額	812	
その他	127	8,898
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	9,104	
関係会社債務保証損失引当金繰入額	6,021	
固定資産除却損	1,869	
減損損失	1,630	
固定資産圧縮損	812	
関係会社事業損失引当金繰入額	722	
退店補償金	688	
投資有価証券評価損	96	
固定資産売却損	72	
関係会社株式評価損	71	21,088
税引前当期純損失		△155
法人税、住民税及び事業税		2,524
法人税等調整額		1,713
当期純損失		△4,393

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂善章	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田宏高	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤直子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂善章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田宏高	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤直子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

京王電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）伊藤俊司 ㊞

監査等委員（常勤）竹川浩史 ㊞

監査等委員 北村敬子 ㊞

監査等委員 金子正志 ㊞

(注) 監査等委員竹川浩史、北村敬子及び金子正志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号

交通

JR

「八王子」駅下車

北口から徒歩約3分

京王線

「京王八王子」駅下車

中央口から徒歩約6分



お願い

- 株主総会専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
 - カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音はご遠慮ください。
 - 株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
- 上記各事項につき、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。